

(案)

役務契約書（単価契約）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び役務契約約款によって、役務契約に関し、以下のとおり契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	役務契約（単価契約） （令和8年度東北森林管理局等官用自動車点検等業務）
品名・物件名	役務契約（単価契約） （令和8年度東北森林管理局等官用自動車点検等業務）
数量（単位）	1式
仕様	別紙1「官用自動車点検等業務仕様書」のとおり
契約金額 （税込み）	金 円 （うち自動車重量税 円） （うち自賠責保険料 円） （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
契約期間	令和8年 月 日から令和9年3月31日
納入場所	東北森林管理局ほか
契約保証金	免除
備考	契約単価は別紙2「単価表」のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

受注者

印

※ 紙による契約の場合は上記下線部分を削除し、「署名」部分を「記名押印」とする。

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別添 1、令和 8 年度東北森林管理局等官用自動車点検等業務（整備内容一覧表）（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、支出負担行為担当官等が任命した監督職員に連絡の上指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、別添 2 の車両引渡場所一覧より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第 62 条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な書類は契約者の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。

エンジンオイルについては、API 規格（ガソリン車は S L 品質以上）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は 1 台当たり 5 リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に 1 リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

(1) 契約相手方は、上記 1 の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

(2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めたときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保証の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還に当たっては、支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明確に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度 東北森林管理局等官用自動車点検等業務(整備内容一覧表)

車両連番	署等	配置先	登録番号	車名		型式	車台番号	ガソリン ディーゼル 車別	取得 年度	経年 数	登録・ 交付 年月 日	車検 ・ 点 検 別	車 検 満 了 日	自賠責保険期間			自動車重量税		自賠責保険料		自動車 重量税	自賠責 保険料	継続点検(車検)										定期点検			備 考		
				メーカー	車種									from	to	重量税 率	車 重 量	自賠責 率	基本点 検 技術料	エンジン、 下廻り スチーム 洗浄			下廻り防 錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換	基本点 検 技術料	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換	基本点 検 技術料	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換					
																																		自	至		自動車 重量税	自賠責 率
No.	署等		登録番号	メーカー	車種	型式	車台番号	燃料	取得年度	登録・交付年月日		車検満了日	from	to	重量税 率	車 重 量	自賠責 率	基本点 検 技術料	エンジン、 下廻り スチーム 洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換	基本点 検 技術料	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換	基本点 検 技術料	車内及び 外回り洗 浄	エンジン オイル 交換	定期基本	清掃	オイル					
1	東北局	計画課	秋田30065147	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	SJ5-094583	ガソリン	28	10	H29.1.24	点検	R10.1.29	R8.2.24	R10.2.24	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
2	東北局	計画課	秋田30065148	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	SJ5-094595	ガソリン	28	10	H29.1.24	点検	R10.1.28	R8.2.24	R10.2.24	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
3	東北局	技術普及課	秋田30065150	スバル	フォレスター	DBA-SJ5	SJ5-094602	ガソリン	28	10	H29.1.24	点検	R10.2.1	R8.2.24	R10.2.24	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
4	東北局	治山課	秋田30065637	三菱	デリカD.5	DBA-CV5W	CV5W-1101261	ガソリン	28	10	H29.2.9	点検	R10.2.14	R8.3.9	R10.3.9	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用																				
5	東北局	資源活用課	秋田300696962	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078539	ガソリン	29	9	H29.12.13	車検	R8.12.12	R7.1.13	R9.1.13	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
6	東北局	森林整備課	秋田300696961	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078542	ガソリン	29	9	H29.12.13	車検	R8.12.12	R7.1.13	R9.1.13	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
7	東北局	企画調整課	秋田58049099	ダイハツ	キャスト	DBA-LA260S	LA260S-0024853	ガソリン	29	9	H29.12.13	車検	R8.12.14	R7.1.9	R9.1.9	自家用 軽自動車	軽自動車	検査対象車	24ヶ月	自家用 軽自動車	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
8	東北局	治山課	秋田30124935	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-313991	ガソリン	31	7	R2.2.26	車検	R9.2.25	R7.3.26	R9.3.26	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
9	東北局	治山課	秋田30172847	スズキ	エスクード	5AA-YEH1S	TSMLEYH150084702	ガソリン	R4	4	R5.3.8	点検	R10.3.7	R8.3.8	R10.4.8	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
10	東北局	保全課	秋田30153904	スズキ	エスクード	5AA-YEH1S	TSMLEYH150082206	ガソリン	R5	3	R6.3.6	車検	R9.3.5	R6.3.6	R9.4.6	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
11	秋田署	大森森林事務所	秋田580476629	三菱	パジェロミニ	ABA-H58A	H58A-0719818	ガソリン	19	19	H20.3.24	車検	R9.3.20	R7.4.7	R9.4.7	自家用 軽自動車	軽自動車	検査対象車	24ヶ月	自家用 軽自動車	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	※13年経過
12	秋田署	大森森林事務所	秋田5802465	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	JM23W-600160	ガソリン	20	18	H20.9.18	点検	R9.10.13	R7.10.18	R9.10.18	自家用 軽自動車	軽自動車																					
13	秋田署	本署	秋田58031261	スバル	ディアスワゴン	ABA-TW2	TW2-032016	ガソリン	20	18	H21.3.11	点検	R10.3.23	R8.3.24	R10.3.24	自家用 軽自動車	軽自動車																					
14	秋田署	大森森林事務所	秋田50164793	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	J210G-2000755	ガソリン	25	13	H26.2.17	車検	R9.2.15	R7.3.14	R9.3.14	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	※13年経過
15	秋田署	本署	秋田30063604	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530604	ガソリン	27	11	H27.10.26	車検	R9.2.21	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
16	秋田署	三好一山事務所	秋田30063605	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-530615	ガソリン	27	11	H27.10.26	車検	R9.2.18	R7.3.19	R9.3.19	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
17	秋田署	大森森林事務所	秋田30066297	三菱	RVR	DBA-GA4W	GA4W-0700285	ガソリン	29	9	H29.11.30	車検	R8.11.24	R6.12.24	R8.12.24	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
18	秋田署	大森森林事務所	秋田30066298	三菱	RVR	DBA-GA4W	GA4W-0700286	ガソリン	29	9	H29.11.30	車検	R8.11.26	R6.12.24	R8.12.24	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
19	秋田署	本署	秋田30066892	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078516	ガソリン	29	9	H29.12.14	車検	R8.12.14	R7.1.11	R9.1.11	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
20	秋田署	本署	秋田30066893	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-078513	ガソリン	29	9	H29.12.14	車検	R8.12.14	R7.1.11	R9.1.11	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
21	秋田署	大森森林事務所	秋田30068175	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1302212	ガソリン	30	8	H30.10.22	点検	R9.10.26	R7.11.22	R9.11.22	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
22	秋田署	大森森林事務所	秋田30068177	ホンダ	VEZEL	DBA-RU2	RU2-1302213	ガソリン	30	8	H30.10.22	点検	R9.10.26	R7.11.22	R9.11.22	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
23	秋田署	本署	秋田30124938	ニッサン	エクストレイル	DBA-NT32	NT32-314092	ガソリン	31	7	R2.2.26	車検	R9.2.25	R7.3.26	R9.3.26	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
24	秋田署	本署	秋田50166288	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	A210S-0010572	ガソリン	R2	6	R2.11.11	点検	R9.11.12	R7.12.7	R9.12.7	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
25	秋田署	本署	秋田50166289	ダイハツ	ロッキー	5BA-A210S	A210S-0010584	ガソリン	R2	6	R2.11.11	点検	R9.11.12	R7.12.7	R9.12.7	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
26	秋田署	本署	秋田30130662	三菱	RVR	5BA-GA4W	GA4W-5300979	ガソリン	R2	6	R3.3.12	点検	R10.3.11	R8.4.12	R10.4.12	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
27	秋田署	大森森林事務所	秋田30130663	三菱	RVR	5BA-GA4W	GA4W-5300980	ガソリン	R2	6	R3.3.12	点検	R10.3.11	R8.4.12	R10.4.12	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
28	秋田署	大森森林事務所	秋田30130664	三菱	RVR	5BA-GA4W	GA4W-5300984	ガソリン	R2	6	R3.3.12	点検	R10.3.11	R8.4.12	R10.4.12	自家用 乗用	車両重量1.5トンまで	自家用 乗用																				
29	秋田署	本署	秋田50163883	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-215992	ガソリン	R3	5	R4.3.8	車検	R9.3.7	R7.4.8	R9.4.8	自家用 乗用	車両重量1.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
30	秋田署	本署	秋田50163884	スズキ	クロスビー	4AA-MN71S	MN71S-215996	ガソリン	R3	5	R4.3.8	車検	R9.3.7	R7.4.8	R9.4.8	自家用 乗用	車両重量1.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
31	秋田署	庄内森林事務所	秋田30132990	スバル	XV	5AA-GTE	GTE-053153	ガソリン	R3	5	R4.2.23	車検	R9.2.23	R7.3.24	R9.3.24	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
32	秋田署	庄内森林事務所	秋田30132991	スバル	XV	5AA-GTE	GTE-053116	ガソリン	R3	5	R4.2.23	車検	R9.2.23	R7.3.24	R9.3.24	自家用 乗用	車両重量2.0トンまで	自家用 乗用	検査対象車	24ヶ月	自家用 乗用	検査対象車	本土24ヶ月	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
33	秋田署	庄内森林事務所	秋田3013																																			

別添2

車両引渡場所一覧

物件名	官署名	住所	電話番号
第1号	東北森林管理局	〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号	018-836-2274
	秋田森林管理署	〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田156番地3号	018-882-2311

入札内訳書

入札番号 第1号 令和8年度東北森林管理局等官用自動車点検等業務

(単位:円)

件名(項目)			数量 (a)	単位	単価(税抜) (b)	金額 (a)×(b)	
自動車重量税	乗用自動車(自家用)	車両重量2.0トンまで (2年) ※13年未満	9	台			
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年未満	5	台			
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.0トンまで (2年) ※13年未満	2	台			
	軽自動車(自家用)	軽自動車 (2年) ※13年未満	1	台			
	乗用自動車(自家用)	車両重量1.5トンまで (2年) ※13年経過	1	台			
	軽自動車(自家用)	軽自動車 (2年) ※13年経過	1	台			
(A) 自動車重量税 計			19	台			
自賠償保険料	乗用自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	17	台			
	軽自動車(自家用)	検査対象車 本土 24ヶ月契約	2	台			
(B) 自動車損害賠償責任保険料 計			19	台			
継続点検 (車検)	基本点検技術料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	9	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで	2	台			
		軽自動車(自家用) 軽自動車	2	台			
	エンジン、下廻り スチーム洗浄	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	9	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで	2	台			
		軽自動車(自家用) 軽自動車	2	台			
	下廻り防錆塗装料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	9	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで	2	台			
		軽自動車(自家用) 軽自動車	2	台			
	車内及び外回り清掃		乗用自動車(自家用) 軽自動車(自家用)	19	台		
	保安検査確認	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	9	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	6	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.0トンまで	2	台			
		軽自動車(自家用) 軽自動車	2	台			
	継続検査代行	乗用自動車(自家用)	17	台			
		軽自動車(自家用)	2	台			
	エンジンオイル交換		対象19台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	95	ℓ		
(C) 継続点検(車検) 計			19	台			
定期点検 (12ヶ月点検)	基本点検技術料	乗用自動車(自家用) 車両重量2.0トンまで	1	台			
		乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで	11	台			
		軽自動車(自家用) 軽自動車	3	台			
	車内及び外回り清掃		乗用自動車(自家用) 軽自動車(自家用)	15	台		
エンジンオイル交換		対象15台 ※1台当たり5ℓを想定(単価は1ℓ当たり)	75	ℓ			
(D) 定期点検(12ヶ月点検) 計			15	台			
(E) 作業料金計 (C)+(D)							
(F) 非課税分 (A)+(B)							
(G) 入札金額 (E)+(F)							
(H) 消費税額 (E) * 10%							
(I) 合計 (G)+(H)							

令和8年5月28日

社名